

業務区域	三重県		
対象建築物	<p>一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 一の判定対象部分の床面積が5,000㎡を超える建築物（大阪事務所で判定が行われるものに限る） 		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積の合計	大臣認定プログラム以外による構造計算	大臣認定プログラムによる構造計算
	1,000㎡以内	157,000円	108,000円
	1,000㎡超 2,000㎡以内	209,000円	134,000円
	2,000㎡超 10,000㎡以内	240,000円	148,000円
	10,000㎡超 50,000㎡以内	319,000円	187,000円
	50,000㎡超	587,000円	319,000円
お受けできる事務所	大阪事務所 東京(本部) は1・2のみ可		